

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金
令和3年度林業三つ星経営体育成事業実施要領

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金（以下「基金」という。）が、林業事業体（以下「事業体」という。）の役職員並びに兵庫県立森林大学校（以下「大学校」という。）の学生に対し、定款第4条に基づいて行う各種研修、並びに事業体が自主的に行う研修（以下「事業体自主研修」という。）の実施にあたって必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 この要領による林業三つ星経営体育成事業で行う研修は、次のとおりとする。

(1) 経営者育成事業

- ① 雇用管理研修
- ② 意欲と能力のある林業経営者等支援(スキルアップ)研修
- ③ 林業事業体コンプライアンス研修

(2) 森林施業プランナー育成事業

- ① 森林施業プランナー実践力向上研修
- ② 森林情報高度化研修
 - ア ハンディ GPS 操作研修
 - イ ドローン操作研修
 - ウ QGIS 基本研修
 - エ QGIS 応用研修

(3) 現場指導者育成事業

- ① 伐木等指導者養成研修(林業労働災害防止研修)
- ② 路網作設実務研修(線形検討)
- ③ 特殊伐採入門講座
- ④ 広葉樹林整備研修

(4) 事業体自主研修

2 前項に掲げる研修のうち、大学校の研修課が実施する「林業従事者向け研修（林業機械高度化コース）」と目的、対象、内容が重複するものについては、重複部分の研修について、受託して一体的に実施することができるものとする。

また、基金の理事長が研修を実施する必要があると認めた場合、前項に掲げる研修以外の研修も実施することが出来るものとする。

3 前項に掲げる研修のうち「事業体自主研修」については、別に定める林業事業体自主研修事業事務処理要領により実施するものとする。

(事業経費)

第3条 研修の実施にあたって経費の一部又は全部について助成を受け又は受託して実施した場合の事務処理については、助成者又は委託者の定める規程に従うものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

林業三つ星経営体育成事業の研修〈概要〉

(1) 経営者育成事業

① 雇用管理研修

経営者、役員及び雇用管理担当者を対象に、人材育成、適正配置、労働条件、給与体系整備、労働安全衛生の改善等を図るための研修

② 意欲と能力のある林業経営者等支援(スキルアップ)研修 (県立森林大学校受託)

新たな森林経営管理制度の実施にともない、市町から森林管理を委託される意欲と能力のある林業経営者等の効率的かつ安定的な経営管理能力を高めるための研修

③ 林業事業体コンプライアンス研修

経営者、管理・監督職を対象に、コンプライアンスを確立するための研修

(2) 森林施業プランナー育成事業

① 森林施業プランナー実践力向上研修

森林施業プランナー等を対象に、主伐・再造林施業に関する研修

② 森林情報高度化研修 (県立森林大学校受託)

森林技術者を対象に、林業における最新の ICT 技術の導入を図るための研修

(3) 現場指導者育成事業 (県立森林大学校受託)

① 伐木等指導者養成研修(林業労働災害防止研修)

安全で正確なチェーンソー伐倒技能を習得するため、伐倒練習機や風倒木伐採訓練装置を使用した研修

② 路網作設実務研修(線形検討)

森林作業道作設の線形について、基本的な考え方を学ぶとともに、現地での踏査を行い、適切な線形の入れ方を学習する研修

③ 特殊伐採入門講座

人家裏、道路沿いといった特殊な環境での安全な樹木伐採方法について、座学と現地の両方から学ぶ研修

④ 広葉樹林整備研修

有用広葉樹林、防災林、景観保全林等、目的別の考え方、整備方法について学ぶ研修

(4) 事業体自主研修

各事業体における課題を解決するため、各事業体が独自に研修を企画し当基金の承認を経て実施する研修